

平成 2 6 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 7 年 2 月

京 都 市

平成 27 年 2 月
京 都 市

平成 26 年度公共事業評価について、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

再評価の対象となった 4 事業の対応方針は、別紙 1 のとおりすべて「事業継続」であり、引き続き事業の推進に努める。

2 個別事業について

<再評価>

（１）道路事業 一般国道 162 号（川東拡幅）

本事業は、右京区京北と京都市街を結ぶアクセス道路として重要な路線である一般国道 162 号において、災害防除が必要な箇所や見通しの悪い箇所を回避するため、橋梁及びトンネルの新設によるバイパス構造とすることで、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

本路線は、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画<改革編>における道路整備事業の見直しに基づき、平成 27 年度までの 4 年間については、原則、事業進ちょくを見送る路線であるが、未完成の第 2 工区には、災害防除が必要な区間や見通しの悪い区間が残されている状況である。緊急輸送道路にも指定されている本路線の防災機能の強化と交通安全面の向上を図るため、平成 28 年度以降の本市の道路整備事業の進め方を検討する際、残る第 2 工区の再着手を目指す。

（２）道路事業 一般国道 477 号（大布施拡幅）

本事業は、緊急輸送道路に指定されている一般国道 162 号と 3

67号を東西に結ぶ重要な路線である一般国道477号において、幅員が狭い箇所や見通しの悪い箇所を解消するため、橋梁及びトンネルを新設することにより、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

本路線は、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画＜改革編＞における道路整備事業の見直しに基づき、平成27年度までの4年間については、原則、事業進ちょくを見送る路線であるが、緊急輸送道路の一般国道162号と367号を東西に結ぶ重要な道路として、防災機能の強化と冬季の積雪時や路面凍結時における交通安全面の向上が必要な路線である。用地買収率は約95%に達し、事業効果の早期発現も可能であることから、平成28年度以降の本市の道路整備事業の進め方を検討する際、残る第2工区の一部の再着手を目指す。

（3）河川事業 旧安祥寺川

本事業は、旧安祥寺川におけるJR東海道本線横断部の既存水路トンネルの流下能力が低いため、^{しょう}捷水路（ショートカット水路）を新設することで、流下能力の拡大を図るものである。また、新設する捷水路と準用河川岡川を合流させることで、合流点付近の浸水対策にも寄与するものである。

本河川の流域では、宅地化の進行に伴って雨水流出量が増加しており、集中豪雨等による浸水被害が発生している状況である。

今後も引き続き、本河川の改修を進め、更なる事業の進ちょくを図る。

（4）河川事業 新川

本事業は、流域の宅地化の進行に伴う保水及び遊水機能の低下により、雨水の流出量が増大している新川において、河川の断面を拡大する改修を行うことで、浸水被害の防除を図るものである。

本河川の未改修区間である上流部では、浸水被害の防除をより一層推進するため、下水道雨水幹線の整備も進められており、平成28年度に本河川との接続を予定している。

今後も引き続き、本河川の改修を進めていくとともに、下水道事業と連携しながら、更なる事業進ちょくを図る。

平成 26 年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ①事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ②事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ④事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
 ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	経 過 年 数	対 応 方 針
道 路 事 業	1	一般国道 162 号 (川東拡幅)	延長 L=2,150m 幅員 W=7.5~9.0m	H12	③	15	「事業継続」
	2	一般国道 477 号 (大布施拡幅)	延長 L=2,195m 幅員 W=9.0m	H2	③	25	「事業継続」
河 川 事 業	3	旧安祥寺川	延長 L=400m 幅員 W=2.7~4.7m	H2	③	25	「事業継続」
	4	新 川	延長 L=890m 幅員 W=6m	H7	③	20	「事業継続」

参 考 資 料

京都市公共事業評価実施要綱

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「行政評価条例」という。）第9条の規定に基づき実施する公共事業の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 事業休止 事業実施を阻害している要因の解決に時間を要するため、当分の間、事業実施を見送ることをいう。
- (9) 事業再開 事業休止している事業を再び着手することをいう。
- (10) 事業中止 次のいずれかに該当し、事業を取りやめることをいう。
 - ア 事業採択時に比べて事業実施の必要性が失われている又は著しく低下しているもの。
 - イ 事業実施を阻害している要因の解決目途が立たないもの。
 - ウ 事業休止している事業で、その後、上記ア又はイに該当するようになったもの。(11) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保する観点から、行政評価条例第11条第2項に規定する委員会として、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- (5) 前4号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号に該当する事業にあつては、各号に規定する期間の満了前に実施する。
- (2) 前条第1項第4号に該当する事業にあつては、事業再開又は事業中止するまでに実施する。
- (3) 前条第1項第5号に該当する事業にあつては、適宜速やかに実施する。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業に係る実施及び供用開始の目途
- (2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果
- (3) 事業休止から事業再開又は事業中止とする経緯及び理由

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ事業中止、事業休止、事業再開を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業と

する。

- (1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- (2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業
(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- (2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。
(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業実施に伴う事業効果等
(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

- 2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成10年12月15日）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点